

議案第52号

幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

幕別町国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成4年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号中「年5パーセント」を「国債の利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第1項に規定する国営土地改良事業に係る負担金でその支払期間の始期が平成27年度以前であるものの利率については、なお従前の例による。